

施設名称：

ケアホーム船橋

消 防 計 画

作成日：2024年 10月10日

## 目 次

	頁
1 目的と適用範囲	1
2 管理権原者の責任	1
3 防火管理者の業務	1
4 従業員が守るべき事項	2
5 火災予防上の自主点検	3
6 防火対象物及び消防用設備等の法定点検	3
7 火災予防対策の推進	4
8 工事中における安全対策	4
9 防火・防災教育及び訓練	5
10 消防機関への連絡、報告	6
11 防火管理業務の一部委託	6
12 自衛消防隊の編成及び任務等	7
13 避難経路図の掲出	8
14 震災対策	9
15 風水害時の避難対策	10
別表 1 自主点検表（日常）	11
別表 2 自主点検表（定期）	12
別表 3 自主点検表（消防用設備等・特殊消防用設備等）	13
別表 4-1 防火・防災の手引き	14
別表 4-2 夜間等対応訓練フロー	15
別表 5 防火管理業務の一部委託状況	16
別表 6-1 自衛消防隊の編成と任務（多人数編成）	17
別表 6-2 自衛消防隊の編成と任務（少人数編成）	18
別表 6-3 火災対応手順（自衛消防隊活動フロー）	19
別表 7 避難経路図	20

### **留意すべき事項**

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、全従業員は、安全に対して万全な準備と対応を図り、災害発生時の人的・物的被害の軽減に努めなければならない。

夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合には、「人の命を預かっている。」という認識を強く持つことが不可欠である。

災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時の訓練が不可欠であることを認識し、防火管理者の指揮の下に全従業員が定期的に訓練を実施しなければならない。

統括防火管理義務対象物 [ \*該当 ・ 非該当 ]

(\*マークは統括防火管理該当の時に適用する。)

## 1 目的と適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項（\*及び第8条の2第1項）に基づき、事業所の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び地震その他の災害から、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶケアホーム船橋の占有する部分に勤務し、出入りする全ての者が守らなければならない。

## 2 管理権原者の責任

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、管理権原者は、安全に對して万全の体制を整備しなければならない。

- (1) 管理権原者は、当該管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を有する。
- (2) 管理権原者は、防火・防災上の建物構造や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- (3) 管理権原者は、消防計画に基づき実施する点検結果等の防火管理業務上必要な書類を編冊し、「防火管理維持台帳」として整理し保管する。

## 3 防火管理者の業務

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、防火管理者は、安全に對して万全の体制を維持することが必要である。特に、夜間等少ない従業員で多くの施設利用者への対応が必要となることを考慮し、従業員への教育及び訓練等の充実を図り、災害発生時的人的・物的被害の軽減に努めなければならない。

また、防火管理者は、この計画についてすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消火・避難誘導訓練(年2回以上)及び通報訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主点検の実施又は監督

消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修促進を図る。

- (3) 防火対象物の法定点検の立会い[ 該当  非該当 ]
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 増改築、模様替え等の工事の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (9) 防火担当責任者や火元責任者等防火管理の業務に従事する者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 地震による被害軽減のための防火施設、避難施設の点検の実施又は監督並びに不備欠陥箇所がある場合の改修
- (13) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- (14) \*統括防火管理者への報告  
全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。
- (15) その他防火管理上必要な業務の実施

#### 4 従業員等が守るべき事項

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、全従業員は、安全に対して万全な準備と対応を図り、災害発生時の人的・物的被害の軽減に努めなければならない。特に、夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合には、「人の命を預かっている。」という認識を強く持つことが不可欠である。

- (1) 施設に設置された消防用設備等の取り扱いについて習熟を図ること。
- (2) 避難口及び避難通路、階段等には、避難障害となる物品等を置かないこと。
- (3) 防火戸、防火シャッター付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 喫煙は、指定された場所以外では行わないこと。
- (5) 火気使用設備器具やその周囲は、定期的に点検・清掃し、可燃物に接近して使用しない。
- (6) 火気使用設備器具を使用する場合はその場を離れないこと。
- (7) 宿直等の勤務に就くときは、火災等の災害発生時に自衛消防隊員として実施すべき事項（消防・通報・避難誘導等）の手順を、別表6-3「自衛消防隊活動フロー」等を基に確認すること。

## 5 火災予防上の自主点検

### (1) 自主点検表（日常）

防火管理者は、次の項目について点検を実施して、結果を別表1に記録する。

- ア 避難口及び避難通路、階段等の避難施設の維持管理
- イ 防火戸、防火シャッター等の閉鎖障害
- ウ ガス器具等のホースの劣化・損傷
- エ 電気器具の配線の劣化・損傷
- オ 火気使用設備器具の異常の有無
- カ たばこの吸殻の処理
- キ 倉庫等の施錠確認
- ク 閉店・閉鎖時の火気使用設備器具の確認
- ケ その他（トイレ等の巡回等。）

### (2) 自主点検表（定期）

防火管理者は、建物の構造、防火戸等の防火設備、階段・通路等の避難施設、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の状況に応じた防火に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表2に記録する。

### (3) 自主点検表（消防用設備等・特殊消防用設備等）

防火管理者は、消防用設備等の維持管理に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表3に記録する。

### (4) 自主点検の実施時期、次のとおりとする。

点 検 実 施 項 目	点検実施時期	その他の必要事項
別表1 自主点検表（日常）	毎日	
別表2 自主点検表（定期）	7月・12月	
別表3 自主点検表 (消防用設備等・特殊消防用設備等)	7月・12月	法定点検の実施時期 以外で実施する。

## 6 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

防火対象物定期点検 [  該当 ] ・  非該当 ]

### (1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期間内に報告できるよう計画的に点検する。

\*点検は、〔建物所有者・入居している事業所〕が実施する。

### (2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、管理権原者は、\*【全体についての消防計画に基づく責任の範囲において】不備について改修の計画を立て、改修を図らなければならぬ。

- (3) 管理権原者は、点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (4) 管理権原者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」へ編冊し保管する。
- (5) 消防用設備等の法定点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

消防用設備名称	機器点検	総合点検	点検実施者（委託業者）
消火器			氏名(業者名)
スプリンクラー設備			株式会社グンエイ
自動火災報知設備			住所
火災通報装置	9月・3月	3月	太田市飯田町812
避難器具			電話
誘導灯			0276-30-6511

## 7 火災予防対策の推進

- (1) 建物の内外に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策の徹底を図ること。
- (2) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (3) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (4) 電気製品及びコンセントの定期的な点検及び清掃等に努め、電気火災発生の防止を図ること。
- (5) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (6) 寝具・ソファー等に防炎性能を有する製品の使用の推進を図ること。

## 8 工事中における安全対策

- (1) 防火管理者は、増改築、模様替え等の工事を行う場合、工人に対して工事計画書を事前に提出させ火災予防上必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、作業場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、報告させること。
- (5) その他必要な事項

## 9 防火・防災教育及び訓練

(1) 防火管理者は、従業員・新入社員等に対して別表4-1「防火・防災の手引き」等を活用し、次のとおり防火・防災教育を定期的に実施する。

また、各従業員の研修履歴を把握し、未受講者・研修不足者がないよう管理しなければならない。

対象者	実施時期・内容
従業員	9月、1月の年2回及び必要の都度、防火・防災教育を行う。
新入社員・パート	採用時又は必要な都度、防火・防災教育を行う。
* 全体についての消防計画に定められている統括防火管理者が、ビル全体で実施する防火・防災教育に参加する。	

(2) 防火管理者が行う訓練の実施時期等は、次のとおりとする。

また、訓練履歴を管理し、自衛消防隊の能力向上に努めなければならない。

訓練種別	訓練内容	実施時期
昼間等対応訓練	別表6-1 自衛消防隊の編成と任務〈多人数編成〉の場合に実施する消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 *建物全体として実施される総合訓練に参加する。	9月
夜間等対応訓練	別表6-2 自衛消防隊の編成と任務〈少人数編成〉の場合に実施する夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応するための消火・通報・避難誘導等を連携して行う訓練	1月
その他必要な訓練	救命(AED)訓練	1月

※ その他必要な訓練とは、救急・地震・風水害・土砂災害等を対象とした訓練です。

(3) 防火管理者は、別表4-2「夜間等対応訓練フロー」等を活用し、自らが確認者となり、宿直勤務を行う従業員等を対象に、夜間等対応訓練等を定期的に実施する。

(4) 防火管理者は、訓練実施結果を確認し、所要の成果が得られない分野について、次の事項を参考に、改善を図らなければならない。

初期消火活動の失敗は、その後に、自力避難が困難な者の避難行動が必要になることから、多くのマンパワーが必要となる。特に、夜間等の少人数編成の自衛消防隊での対応は困難を極めることが予想される。このことから、出火直後の、初期消火・延焼防止活動の徹底は必

要不可欠であることを強く認識して取組まなければならない。

ア 活動の迅速化

- (ア) 訓練等により従業員の行動の迅速化を図る。
- (イ) 従業員相互の連携を図る。
- (ウ) 消防用設備等や防災設備等の操作・取扱いの習熟を図る。
- (エ) 自力避難が困難な者の搬送方法・技術の習熟を図る。
- (オ) 車イス等避難介助に使用する設備・機器等を増強する。

イ 防火管理体制の変更

- (ア) 災害対応能力がいずれの日も平均化するよう、シフト体制を見直す。
- (イ) 自力避難が困難な者の居所を避難容易な場所に変更する。
- (ウ) 施設の構造等を理解するとともに、火災等発生時の役割分担の周知徹底を図る。
- (エ) 自力避難が困難な者や自動火災報知設備の受信機に近接した場所に、従業員の待機場所を設定する。
- (オ) 近隣住民との火災時の応援体制を整備するとともに、宿直等の人員を適正配置するなど従業員の配分の適切化を図る。
- (カ) バルコニーや防火区画を有効活用した水平避難を考慮し、避難経路・避難方法の見直しを行う。

## 10 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合の届出
- (2) 消防計画を作成・変更した場合の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。
- (4) 防火対象物の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。〔 該当  非該当〕
- (5) 改装工事等を行う際の「工事中の消防計画」の作成及び届出をする。
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の事前通報
- (7) 用途の変更、増築、改築、模様替え等に係る事前相談
- (8) 施設利用者の程度区分（特定の認定調査項目）の変更に係る事前相談

## 11 防火管理業務の一部委託〔 該当 非該当〕

防火管理に関する業務の一部を別表5のとおりに委託する。

- (1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者、防火管理者等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施する。
- (2) 受託した防火管理業務の内容について、定期的に防火管理者に報告する。

## 12 自衛消防隊の編成及び任務等

施設の運営時間帯によって従業員数が変動する場合、自衛消防隊の編成も従業員数に応じた体制が要求される。

特に夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応するためには、効率的・効果的な消火・通報・避難誘導・消防隊への情報提供等が不可欠となる。このことから、自衛消防隊の編成は、構成人員の規模に応じた複数の編成が必然的に必要となり、「多人数編成」・「少人数編成」等を考慮しなければならない。

夜間等少人数編成の自衛消防隊となるときは、隊員同士の連携・情報共有が活動上特に重要なことを認識し業務にあたらなければならない。

### (1) 組織の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、昼間等の多人数編成については別表6-1、夜間等の少人数編成については別表6-2のとおりとし、この別表は、事務所等の見やすいところに掲示する。

### (2) 自衛消防活動

自衛消防隊の活動は、別紙6-3 「火災対応手順 〈自衛消防隊活動フロー〉」を基本として活動するものとし、消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

#### ア 通報・連絡

- (ア) 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報をするとともに、事務所等へ状況を連絡する。
- (イ) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- (ウ) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。（火災通報装置の活用による緊急連絡を活用）
- (エ) 火災通報装置が自動火災報知設備の発報と連動して起動する場合は、自動火災報知設備からの火災信号を受け、自動的に119番通報されるとともに、事前登録した関係者に通報が行える機能を活用し、応援体制を早期に確立する。
- (オ) 緊急連絡先（施設長 濱田由紀 TEL 080-2427-5936 ）

---

#### イ 初期消火

- (ア) 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
  - (イ) 初期消火担当は、近くにある消火器、          消火用散水栓          を用いて消火する。
  - (ウ) 初期消火に失敗した場合、防火戸などの扉を閉鎖するなど、区画の形成を徹底し、煙の流出阻止及び延焼防止を図ること。
  - (エ) スプリンクラー設備作動時の対応  
      火災の発生に伴うスプリンクラー設備の作動により、散水範囲内には消火水が散水されることとなるが、散水障害等を考慮し、消火器等を有効に活用し消火活動の徹底を期すものとする。
  - (オ) その他
- 
- 

#### ウ 避難誘導

- (ア) 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- (イ) 拡声器、          館内放送          を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

- (ウ) 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- (エ) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- (オ) 自力避難が困難な者に対する対応

避難行動に時間を要する自力避難が困難な者を収容する施設としては、早期避難を開始する必要がある。特に夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応している場合には、応援職員を早期に手配する等マンパワーの増強を図り早期避難を実施する。

また、バルコニーや防火区画等を有効活用した水平避難を考慮した避難誘導が必要となる。

- (カ) その他
- 
- 

## エ 応急救護

- (ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようとする。
  - (イ) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
  - (ウ) その他
- 
- 

## オ 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前エの任務のほか、次の活動を行う。

- (ア) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
  - (イ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
  - (ウ) その他
- 
- 

## カ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況、避難・逃げ遅れ等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への案内を行うこと。

## キ 自衛消防隊の活動範囲

- (ア) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
  - (イ) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
  - (ウ) その他
- 
- 

## 13 避難経路図の掲出

避難の経路は、別表7「避難経路図」とし、建物利用者に周知することができる場所に必要に応じ掲出する。

避難経路の設定については、夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応する場合には、全収容人員を避難階屋外に誘導することが困難な場合が多々ある。このような場合、バルコニーや防火区画等を有効に活用した水平避難を考慮し避難計画を作成する。

## 14 震災対策

### < 震災に備えての事前計画 >

- (1) 地震による被害を軽減するために、日頃から建物等の点検及び補強等の措置を行う。
  - ア 別表1「自主点検表（日常）」に基づき、点検を行い、火災予防措置、避難施設の維持管理を実施する。
  - イ 別表2「自主点検表（定期）」に基づき、建物及び建物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- (2) 地震による揺れに備え、居室、事務室、避難通路、出入口等の書架、棚、家具類の転倒、落下及び移動防止の措置を行う。
- (3) 危険物、化学薬品、高圧ガス等（以下「危険物施設等」という。）を貯蔵又は取扱う場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置を講じる。
- (4) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- (5) 火災の発生に備え、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認する。
- (6) 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的に実施する。
- (7) 警戒宣言が発令された時は、速やかに事業所内の者に伝達し、火気使用の禁止及び施設、設備の点検など、被害発生の防止措置を実施する。
- (8) 定期的に行う訓練等を通して内容の確認を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう見直しを図る。

### < 震災時の活動計画 >

地震動により、ライフラインに被害が発生すると、消防用設備にも影響を及ぼすことが予想される。

平時は、火災が発生した場合、自動火災報知設備の作動に伴い火災通報装置により人を介さず119番通報されるところであるが、電話回線の輻輳や断線により通報ができないことが危惧されるとともに、地震発生に伴い水道管が破裂するなど断水状態となった場合、水道連結型のスプリンクラー設備の場合には放水不能が、また、断水によらずとも停電や地震動による配管の損傷から放水不能の可能性は否定できない。このように平時に期待できる消防用設備の機能が得られない可能性を念頭に対応を準備しておかなければならぬ。

- (1) 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは異動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、周囲の状況に応じて、自身の安全を確保すること。
- (3) 地震時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。
  - ア 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。また、防火管理者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、使用の制限を行う。
  - イ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消火器等を活用し、初期消火を実施する。

## 15 風水害時の避難対策

## <非常災害対策項目>

この施設は、自力避難が困難な者を収容する施設であることを認識し、管理権原者、防火管理者及び全従業員は、施設利用者の安全を確保するため、情報収集に努めるとともに、早期避難等について万全な対応を図らなければならない。

局地的な豪雨や台風の接近など、あらかじめ土砂災害・河川の氾濫等の危険性が高まることが予想される場合は、夜間宿直職員の増員などを検討するとともに、各職員の役割分担、避難先、連絡体制の再確認等を行う必要がある。

### (1) 情報収集について

行政、マスコミ、インターネット等から各種情報を積極的に収集する。

発表者・情報分野	情報の種類
気象庁が発表する大雨に関する情報	大雨注意報・大雨警報・土砂災害警戒情報・大雨特別警報
千葉県が発表する河川の水位に関する情報	はん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位
千葉県と気象台が発表する指定河川洪水情報	はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報

### (2) 早期避難について

避難勧告等の種類としては、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」がある。通常の避難行動ができる者は避難勧告発令をもって避難を開始するところであるが、避難行動に時間を要する自力避難が困難な者を収容する施設は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された段階で避難を開始しなければならない。

特に夜間等少ない従業員で多くの施設利用者に対応している場合には、応援職員を早期に確保する等マンパワーの増強を図り対応にあたる必要がある。

### (3) その他の対応について

情報の収集及び早期避難については、前記(1)及び(2)を基本とするものであるが、施設が定める避難計画等がある場合は、それに基づき対応するものとする。

## 16 付 則

この消防計画は、 令和 6年 10月 10日から施行する。